

平成 20 年 10 月 27 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

第三者割当による優先株式発行について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 ^{くろやなぎ のぶお} 畔柳 信雄）は、本日開催の臨時取締役会において、下記のとおり第三者割当により当社第 1 回第五種優先株式（以下「本優先株式」という。）の発行を行うことについて決議しました。

記

1. 第三者割当により発行される優先株式の募集の目的

(1) 資本調達のための主な目的

金融危機が世界的に深刻化する中で、強固な顧客・預金基盤を有する当社グループでは、国内外における戦略的出資や組織再編を通じたグループ総合力の強化等、将来の成長に向けた布石を打ってきています。本件による資本増強を実施することで、グローバルに活動する金融グループとして、財務基盤の一層の安定化と更なる企業成長を目指すものです。

(2) 本優先株式の商品性について

本優先株式は第三者割当の方法により発行されるものです。本優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されない「社債型」優先株式であり、普通株式の希薄化は生じません。本優先株式にはいわゆる償還期限はありませんが、当社の判断により所定の手続きを経て約 5 年 4 ヶ月後以降発行価額と同額で取得できる条項が付与されております。詳細は（別添）発行要項をご参照ください。

(3) 本優先株式による資本調達を行う理由

本資本調達に際し多様な調達手段を検討した結果、以下の理由を総合的に勘案し、本優先株式の発行による資本調達が現時点における最良のスキームであると判断しました。

- ① 普通株式の希薄化が生じない「社債型」優先株式であること
- ② 優先株式は、定款授權の範囲内で機動的に発行可能であること
- ③ これまでの発行事例等を踏まえ、配当率等が「社債型」優先株式として妥当な条件であると判断したこと

2. 調達する資金の額および用途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額 3,900 億円

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

またこの文書は、米国 1933 年証券法（「米国証券法」）上の米国における証券の募集行為ではありません。当該優先株式は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における当該優先株式の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の優先株式の発行であり、当該優先株式については、米国における証券の募集または販売は行われません。

発行諸費用の概算額 1億円
 差引手取概算額 3,899億円

(2) 調達する資金の具体的な用途

当社連結子会社への出資に充当する予定です。

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成20年11月

(4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

当社グループの資本の状況、経営環境等を総合的に勘案し、当社連結子会社への出資に充当することが合理的と判断しました。

3. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決 算 期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
経常収益(百万円)	4,293,950	6,094,033	6,393,951
経常利益(百万円)	1,078,061	1,457,080	1,029,013
当期純利益(百万円)	770,719	880,997	636,624
1株当たり当期純利益(円)	93,263.15	86,795.07	61.00
1株当たり配当金(円)	普通株式 7,000	普通株式 11,000	普通株式 14.00
	第一回第三種 優先株式 60,000	第一回第三種 優先株式 60,000	第一回第三種 優先株式 60.00
	第八種優先株式 15,900	第八種優先株式 15,900	第八種優先株式 15.90
	第九種優先株式 18,600	第十一種優先株式 5,300	第十一種優先株式 5.30
	第十種優先株式 19,400	第十二種優先株式 11,500	第十二種優先株式 11.50
	第十一種優先株式 5,300		
	第十二種優先株式 11,500		
1株当たり純資産(円)	692,792.38	801,320.41	727.98

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

またこの文書は、米国1933年証券法（「米国証券法」）上の米国における証券の募集行為ではありません。当該優先株式は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における当該優先株式の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の優先株式の発行であり、当該優先株式については、米国における証券の募集または販売は行われません。

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（平成20年9月30日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	11,067,380,680 株	100.00%
現時点の取得価額における 潜 在 株 式 数	14,196,900 株	0.13%
下限値の取得価額における 潜 在 株 式 数	14,211,400 株	0.13%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始 値	1,820,000 円	1,350,000 円 *1,097 円	863 円
高 値	1,950,000 円	1,430,000 円 *1,252 円	1,173 円
安 値	1,260,000 円	990,000 円 *782 円	678 円
終 値	1,330,000 円	1,010,000 円 *860 円	683 円

- (注) 1. 当社は、平成19年9月30日をもって1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。
 2. * 印は、株式分割による権利落後の株価を示しております。
 3. 平成21年3月期の株価については、平成20年10月24日現在で表示しています。

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	1,124 円	1,082 円	946 円	964 円	832 円	913 円
高 値	1,169 円	1,156 円	1,036 円	964 円	962 円	946 円
安 値	973 円	926 円	902 円	789 円	741 円	678 円
終 値	1,078 円	941 円	971 円	839 円	893 円	683 円

- (注) 平成20年10月の株価については、平成20年10月24日現在で表示しています。

③ 発行決議日前日における株価

	平成20年10月24日現在
始 値	712 円
高 値	725 円
安 値	678 円
終 値	683 円

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

またこの文書は、米国1933年証券法（「米国証券法」）上の米国における証券の募集行為ではありません。当該優先株式は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における当該優先株式の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の優先株式の発行であり、当該優先株式については、米国における証券の募集または販売は行われません。

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第1回第五種優先株式の発行

発行期日	平成20年11月17日
調達資金の額	3,899億円（発行価額：2,500円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数（平成20年9月30日現在）	普通株式：10,933,679,680株 第一回第三種優先株式：100,000,000株 第十一種優先株式：1,000株 第十二種優先株式：33,700,000株 合計：11,067,380,680株
当該増資による発行株式数	156,000,000株
募集後における発行済株式総数	普通株式：10,933,679,680株 第一回第三種優先株式：100,000,000株 第十一種優先株式：1,000株 第十二種優先株式：33,700,000株 第1回第五種優先株式：156,000,000株（予定） 合計：11,223,380,680株（予定）
割当先	未定

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

4. 大株主および持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成20年9月30日現在）	募集後
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	同左
5.12%	
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	
3.97%	
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口 4G）	
3.62%	
ヒーロー・アンド・カンパニー （常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行）	
2.62%	
日本生命保険相互会社	
2.61%	

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

またこの文書は、米国1933年証券法（「米国証券法」）上の米国における証券の募集行為ではありません。当該優先株式は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における当該優先株式の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の優先株式の発行であり、当該優先株式については、米国における証券の募集または販売は行われません。

募集前（平成 20 年 9 月 30 日現在）	募集後
日本マスタートラスト 1.60% 信託銀行株式会社（明治安田生命保険相互会社・退職給付信託口）	同左
トヨタ自動車株式会社 1.36%	
明治安田生命保険相互会社 1.27%	
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室） 1.14%	
日本マスタートラスト 1.08% 信託銀行株式会社（三菱重工業株式会社口・退職給付信託口）	

(2) 第一回第三種優先株式

募集前（平成 20 年 9 月 30 日現在）	募集後
東京海上日動火災保険株式会社 40.00%	同左
明治安田生命保険相互会社 40.00%	
日本生命保険相互会社 20.00%	

(3) 第十一種優先株式

募集前（平成 20 年 9 月 30 日現在）	募集後
ユーエフジェイ トラストイー サービシズ ピーブイティアー バ ミューダ リミテッド アズ ザ ト ラストイー オブ ユーエフジェイ インターナショナル ファイナン ス バミューダ トラスト 100.00%	同左

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

またこの文書は、米国 1933 年証券法（「米国証券法」）上の米国における証券の募集行為ではありません。当該優先株式は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における当該優先株式の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の優先株式の発行であり、当該優先株式については、米国における証券の募集または販売は行われません。

(4) 第十二種優先株式

募集前（平成 20 年 9 月 30 日現在）	募集後
（自己保有株式） 株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 大同生命保険株式会社	66.46% 33.53%
	同左

(5) 第 1 回第五種優先株式

募集前（平成 20 年 9 月 30 日現在）	募集後
該当事項なし	未定

5. 業績への影響の見通し

調達資金については当社連結子会社への出資に充当しますので、当社グループの成長性、収益性を高めるものと考えています。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

本優先株式の商品性と類似する他株式の払込金額との比較および資本性証券の市場実勢等を総合的に勘案し、2,500 円を本優先株式 1 株当たりの払込金額としました。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されない「社債型」優先株式であるため、希薄化は生じません。

7. 割当先の選定理由

割当先および割当株式数については、財務担当役員に一任しており、現状は未定です。

以 上

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

またこの文書は、米国 1933 年証券法（「米国証券法」）上の米国における証券の募集行為ではありません。当該優先株式は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における当該優先株式の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の優先株式の発行であり、当該優先株式については、米国における証券の募集または販売は行われません。

(別添) 発行要項

1. 募集株式の種類

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ第 1 回第五種優先株式 (以下「本優先株式」という。)

2. 募集株式の数

156,000,000 株

3. 募集株式の払込金額

1 株につき 2,500 円

4. 払込金額の総額

390,000,000,000 円

5. 申込期日

平成 20 年 11 月 14 日

6. 払込期日

平成 20 年 11 月 17 日

7. 増加する資本金および資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、195,000,000,000 円 (1 株につき 1,250 円) とし、増加する資本準備金の額は 195,000,000,000 円 (1 株につき 1,250 円) とする。

8. 発行方法

第三者割当の方法により割り当てる。割当先および割当株式数については、財務担当役員に一任する。

9. 優先配当金

- ① 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された本優先株式を有する株主 (以下「本優先株主」という。) または本優先株式の登録株式質権者 (以下「優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、本優先株式 1 株につき 115 円の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により支払われる金銭を本要項において「本優先配当金」という。) (ただし、平成 21 年 3 月 31 日を基準日とする本優先配当金については、本優先株式 1 株につき 43 円とする。) を行う。ただし、当該事業年度において第 10 項に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- ② ある事業年度において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、本優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

またこの文書は、米国 1933 年証券法 (「米国証券法」) 上の米国における証券の募集行為ではありません。当該優先株式は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における当該優先株式の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の優先株式の発行であり、当該優先株式については、米国における証券の募集または販売は行われません。

号口もしくは同法第 760 条第 7 号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号口もしくは同法第 765 条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. 優先中間配当金

当社は、当社定款第 51 条に定める中間配当を行うときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 57 円 50 銭の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本要項において「本優先中間配当金」という。）を行う。

11. 残余財産の分配

- ① 当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 2,500 円を支払う。
- ② 本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

12. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、本優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より本優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

13. 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

- ① 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ② 当社は、本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ 当社は、本優先株主には株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

14. 本優先株式の取得条項

- ① 当社は、本優先株式発行後、平成 26 年 4 月 1 日以降は、本優先株式 1 株につき 2,500 円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。
- ② 一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

またこの文書は、米国 1933 年証券法（「米国証券法」）上の米国における証券の募集行為ではありません。当該優先株式は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における当該優先株式の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の優先株式の発行であり、当該優先株式については、米国における証券の募集または販売は行われません。

15. 優先順位

本優先配当金、本優先中間配当金および本優先株式の残余財産の支払順位は、当社の発行する他の種類の優先株式と同順位とする。

16. 除斥期間

当会社定款第 52 条の規定は、本優先配当金および本優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。

17. その他

上記各項については、関係法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

またこの文書は、米国 1933 年証券法（「米国証券法」）上の米国における証券の募集行為ではありません。当該優先株式は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における当該優先株式の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の優先株式の発行であり、当該優先株式については、米国における証券の募集または販売は行われません。